

名東自然倶楽部規約

名東自然倶楽部憲章

われわれは豊かな自然を後世に残すため
先人より受け継がれてきた文化・農体験を
大切にします。

自然との触れ合い、全ての生き物たちと
共にあることを大切にします。

名東自然倶楽部規約

第一章 総 則

第1条 (名称)

本会は、名東自然倶楽部（以下「倶楽部」と言う）と称する。

第2条 (目的)

豊かな自然を後世に引き継ぐための活動として、自然と仲良くをモットーに考え、自然保全の精神に基づき、全ての生き物たちと共にあることをテーマに活動を行うことを目的とする。

第3条 (活動)

倶楽部は、前条の目的達成のための活動を行う。

「緑のまちづくり活動に関する協定」等を遵守して活動する。

第4条 (会員)

倶楽部憲章に賛同し、所定の用紙に必要事項を記入し、会長に提出の上、会費を納入した個人を会員とする。

- 2 会員の家族で倶楽部に登録している個人を家族会員と称する。会員と同じ義務と権限を有する。
- 3 賛同団体会員： 必要に応じて別途、細則にて定める。
- 4 会費に関しては細則にて定める

第5条 (入会)

会員の入会については、4条の外、特に条件を定めない。

- 2 会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第6条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第7条 (退会)

会員は、書面にて退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第8条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第9条 (構成)

倶楽部は、倶楽部に登録された活動グループ、並びに特定の活動グループに属さない会員によって構成される。

活動グループに関しては細則にて規定する。

第10条 (倶楽部所在地)

倶楽部所在地は会長宅とする。

第11条 (細則)

本規約の施行に際しての細則は、役員会議の議決を経て、別に定める。

第二章 役員

第12条 (役員構成)

倶楽部の役員の構成は、次の通りとする。

会長1名 副会長(各グループ代表者) 事務局長1名 会計1名

幹事(各グループ副代表)

- 2 役員のうちには、役員の配偶者若しくは2親等以内の親族が1人を超えて含まれることにはならない。

第13条 (3役の選任)

会長、事務局長、会計の3役は役員相互の互選とする。

- 2 3役は兼務する事が出来ない。

第14条 (監査の選任)

監査は、倶楽部役員会にて選任する。

- 2 会員外からも選出することができる。
- 3 役員と兼務する事はできない

第15条 (役員職務)

会長は、倶楽部を統括し倶楽部を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行する事が不可能になった時、会長が予め指名した順序によって、会長の職務を代行する。
- 3 事務局長は倶楽部の事務を総括する。
- 4 会計は、倶楽部の会計を管理する。
- 5 役員は役員会を構成し、倶楽部の活動を検討し決議し執行する。

第16条 (監査職務)

監査は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 倶楽部の活動の状況を監査すること。
- (2) 倶楽部の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、倶楽部の活動又は財産に関し不正の行為、法令、緑のまちづくり活動に関する協定、若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 役員の活動状況又は倶楽部の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

第17条（役員、監査の任期）

倶楽部役員、監査の任期は2年とし、再任を防げない。

任期中に職務の遂行が不可能になった時、役員会の決議を得て、職務を代行する役員、監査を増員し任期は前任者の在任期間を受け持つ。

第18条（役員、監査の解任）

役員、監査が次に該当するときは、役員の4分の3以上の議決により、役員を解任することができる。但し該当する役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- 2) 職務上の義務違反、その他役員、監査たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

第19条（顧問、相談役）

役員会の決議によって選任する。

- 2 会員以外からも選任する事ができる。
- 3 顧問は会の運営について助言する。
- 4 相談役は会員の相談に応じる。

第三章 会 議

第20条（会議）

この倶楽部の会議は、原則として、役員会・総会とする。

第21条（役員会の構成）

役員会は、第二章第12条で定めた役員を持って構成する。

第22条（役員会）

役員会は会長が召集する。

- 2 役員会を召集する場合は少なくとも1週間前までに通知しなくてはならない。
- 3 役員会は少なくとも年6回開催する
- 4 会長が必要としたとき、もしくは役員の過半数の請求がされたときは、会長は請求が有った日より2週間以内に臨時役員会を開催する。
- 5 役員会の議長は役員の互選により定める。

第23条（役員会の議決）

役員の過半数を持って決する。過半数には委任状、代理を含む。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委任状、代理を立てる場合は、役員より前もって書面（メールを含む）にて事務局長に通知する。

第24条（役員会の議決事項）

役員会は以下の事項を決議する。

- (1) 本規約に別途定めるもの
- (2) 総会に付議すべき項目
- (3) 会員や各グループからの提案事項
- (4) 役員会で議決が必要と判断した項目
- (5) 倶楽部として、外部に何等かの申請や、協定等を結ぶ場合
- (6) グループの加盟、解散、除名に関する項目

第25条（総会の構成）

総会は、第一章第4条に定めた会員を持って構成する。

第26条（総会の招集）

会長は定期総会を、会計年度終了後2カ月以内に開催する。

第27条（総会の臨時招集）

会長が必要としたとき、もしくは会員の過半数から総会の開催請求がされたときは、会長は2ヶ月以内に臨時総会を開催する。

第28条（総会の議長）

総会の議長は、出席会員の中から互選で定める。

第29条（総会の議決事項）

総会は、本規約に別途定めるもの以外、次の事項を議決する。

- 1) 活動報告及び収支決算に関する事項。
- 2) 活動計画及び収支予算に関する事項。
- 3) 財産目録に関する事項
- 4) その他倶楽部の活動に関する重要事項で、役員会議において、必要と認められた事項。

第30条（総会の定足数、議決）

総会は、委任状も含め会員現在数の3分の2以上の定足数を持って成立する。出席者と委任状の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第31条（会員への通知）

総会前の開催要項は総会1か月前までに全会員に通知する。

- 2 総会の議事録は総会開催2か月以内に、全会員に通知する。
- 3 議事録は役員会で承認・確定する。

第四章 運営資産及び会計

第32条（運営資産）

倶楽部運営予算は、下記資産を運用する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 会員会費収入

- 3) 行政機関及び各種団体よりの助成金
- 4) 活動及び事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

第33条（資産の管理）

倶楽部の資産は、会計が管理し会計が保管する。

第34条（会計年度）

倶楽部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第35条（経費の支出）

倶楽部の支出は、総会で決議された経費のほか、以下の経費についても会計費から支出するものとする。

- 1) 倶楽部を代表し、公の機関及び会議等に出席する場合の交通費
- 2) 倶楽部総会・役員会の開催・決議事項通知に関する経費
- 3) その他、倶楽部運営のため会長及び事務局長、両者が必要と認めた事項に関する経費。この場合、速やかに役員会で報告する。

第五章 規約の変更及び解散

第36条（規約の変更）

本規約は、役員会及び総会の議決を得て変更することができる。

第37条（解散）

本倶楽部は、役員会及び総会において解散を決議したとき解散する。

補 則

第38条（印鑑・書類等の保管）

倶楽部の事務局は、書類等を不正に使用されないよう十分に配慮して保管しなければならない。

- 1) 規約原本
 - 2) 関係機関との契約書類
 - 3) 会員名簿、会員登録カード
 - 4) 前年度までの収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 5) 役員会議及び総会の議事録
 - 6) 関係機関との往復書類
 - 7) その他倶楽部運営に必要な重要な書類
- 2) 会長は、会長印を不正に使用されないよう十分に配慮して保管しなければならない。

附 則

- 1) 本規約は、平成12年10月23日より施行する。
- 2) 第27条の規定に関わらず、倶楽部設立当初の会計年度は、平成13年3月31日までとする。
- 3) 第11条の規定に関わらず、倶楽部設立当初の役員任期は、平成14年3月31日までとする。
- 4) 2012.05.19 自然倶楽部総会において規約一部変更
訂正修正部分について平成24年5月20日より施行とする。
- 5) 2017年05月21日 規約変更
平成29年5月22日より施行する。
- 6) 2018年05月20日 相談役の新設に関する改定
平成30年5月21日より施行する
- 7) 2022年5月21日 倶楽部の所在地を明確にする
2022年5月22日より施行する